

依頼者見舞金制度

立ち止まって考えよう。いったん始めたら後戻りできない！

今、日弁連執行部は、「依頼者見舞金（依頼者保護給付金改め）制度」を「来年3月の臨時総会で創設する」タイムスケジュール先にありきで、理事会で総会提出を決定しようとしています。

「依頼者保護給付金制度創設」についての単位会への意見照会は、7月15日付です。全国の会員に関わる問題であり、重大な問題を抱えた制度案なのに、あまりにも拙速ではないでしょうか。しかも、いったん始めたら、それこそ国民やマスコミ等「世論」との関係で、後戻りはできません。

10月までの案は、概略、以下のようなものでした。

「お見舞金」。審査会が調査（その都度、3人で構成）。被害額（もしくは填補されない額）が30万以下は除く。被害者1人の上限500万、加害弁護士1人当たりの上限2000万（被害者が複数の場合、按分）。公告制度や、知れたる被害者への通知制度がある。対象会員の「弁明の機会」保障はない。対象会員に対する求償はしない。等々。

当初の案に対して、厳しい意見や疑問が相次いだため、11月の日弁連理事会では、以下のような修正案となっています。

依頼者保護給付金ではなく、依頼者見舞金とする。被害者（依頼者または準依頼者）に法的な請求権は生じない。対象被害者は自然人に限定した。対象行為を横領行為に限定した。日弁連の調査会が被害の発生と損害額を調査し、会長に報告する。会長は、調査の報告を受け、諸般の事情を考慮して給付の有無と金額を、裁量により決定する。対象被害者となりうる給付未申請者は、支給申請期間内に申請。なお、除斥期間に、一定の場合に支給できるとする例外を設けた。

給付対象者1名あたりの上限額は500万（最小被害額30万円）、加害弁護士1名あたりに関して給付される上限額は2000万円（対象被害者が複数で上

限度を超えた場合は按分)だが、その範囲内で会長が裁量的に給付額を決定できることを明確にした。

財源は一般会費を財源とする。給付額総額は予算で決定するとしていたが、このキャップを規程内に明記した(毎年理事会会で決定する。附則で1億を上限とした)。

附則に5年で見直し条項を明記した。見舞金給付対象行為を平成29年4月1日以降の行為とした。施行を平成29年10月1日とした。(以上が主な説明内容)

公告制度や知れたる被害者への通知制度があること、対象会員の「弁明の機会」保障はないことは、そのままです。

また、「キャップ」という表現で、年間1億円を超えることはない印象にしていますが、不正確と言わざるをえません。規程では「一の年度における支給額の合計は、毎年度、理事会で定める金額を上限とすること」ですが、附則の表現は「理事会で定める額は、1億円を超えない額を目安とする」です。あくまでも「目安」なのです。申請状況により、とても「1億円を超えるからあなたはダメです」「年度前半の人には500万円支給できましたが、あなたは100万円です」等と言うわけにはいかなければ、実際には1億円を超えてもやむを得ないと理事会で決めることになるのではないのでしょうか。予算には予備費もあるので支出可能です。

会員全体に関わり、弁護士自治や会内の不満・批判等にも関わる重大な内容です。本来、全国の会員全体への情報公開と意見のフィードバックが必要なはず。決して、臨時総会の時の議決権があるから済むような問題ではありません。

修正や疑問等が相当出ても、「3月臨時総会先にありき」でいいのでしょうか。

また、「司法書士会」に「同様の制度」がある訳でもありません。公益社団法人成年後見センターリーガルサポート(任意加入。家裁に対して、参加している司法書士の中から成年後見人を推薦する)において、加入メンバーの成年後見業務に限定した制度があるだけです。「諸外国の例」も、基金制度や保険制度等であり、弁護士会の制度そのものの違いもあります。

「信頼の維持」はできるのでしょうか？

制度目的は「弁護士や弁護士会に対する市民の信頼を維持」とあります。しかし、この制度で「国民の信頼の回復」になるのでしょうか。仮に被害者1人でも、例えば5000万の被害で500万、仮に加害弁護士1人当たり合計5億円の被害だと按分で4%配当（500万の被害の人で20万、2000万の被害の人で80万）。「納得」してもらえるのでしょうか。加害弁護士一人あたり上限（2000万）が支給されたあとから知った被害者には支給されません。多人数、特定できない被害者だと、公告が行われますが、手間が大変ですし、多人数の一人一人の認定はどうするのでしょうか。「見舞金ですから」で、予算上限を考慮して断ったり減額できるのでしょうか。被害者の不満や非難、マスコミ等から攻撃されるのではないのでしょうか。他方、「目安」だからと1億円を超えて払うなら、会内での問題が生じます。

いったん始めてしまったら、会の財政負担が大変だと言って、やめるとか減額するとかは、それこそ被害者や世論の反発と非難を浴びるので、できなくなるでしょう。後戻りができない制度です。

また、規程制定後に発生した不祥事を対象とすることで、初年度での問題顕在化を避ける意図と思われそうですが、制度導入をマスコミ報道され、救済されると思った過去事案の被害者の不満や非難を誘発しないのでしょうか。

さらに、この制度で不祥事は防げず、「不祥事対策」と言えません。

一般会費による負担の問題点

強制加入団体である日弁連で、なぜ全ての会員が負担する一般会費で、横領行為等をした会員の不始末に充てるのか。会員の不満や会費負担感についての認識も甘いのではないのでしょうか。

しかも、見通しが甘いと言わざるをえません。「新聞報道された事件と公表された懲戒事件」だけでシミュレーションし年間8000～9000万円と予想しています。しかし、上限2000万事案が10件あれば、それだけで2億です。公告制度もあり、2000万上限事案が増えるのでは。不満の掘り起こしによる請求件数増加も予想されます。この制度を運用する時の人件費や事務費は、シミ

ュレーションに計上されていません。

調査会による事実認定の問題、ラフジャッジによる様々な影響、弁護士自治への悪影響も

懲戒手続等の事実認定と食い違う危険があります。質問に対して、「迅速な見舞金支給が求められている以上、懲戒委員会の事実認定と齟齬が生じてもやむをえない」と明言されています。しかし、ラフジャッジによって、食い違いが生じれば、依頼者やマスコミから非難され、懲戒制度に対する攻撃材料になるのではないのでしょうか。依頼者等から弁護士会に対する損害賠償請求、逆に対象弁護士から弁護士会に対する損害賠償請求なども、想定されます。綱紀・懲戒制度の独立性に対する悪影響（調査会のラフジャッジに引きずられる）の懸念もあります。

しかも、当該弁護士の「弁明の機会」は保障されていません。ひとたび公告されてしまったら、決定的ダメージを受けます。

「3月の臨時総会ありき」のタイムスケジュールで、いろいろな問題点や懸念が指摘されているのに、とにかく制度を作ってしまう、総会事項である規程の中で、あれこれを「規則で定める」（総会事項ではなくなる）として、後日、内容を変えていけるようにしています。拙速ではないのでしょうか。

弁護士会に対する損害賠償請求の誘発、濫訴（綱紀・懲戒、紛議調停等）の誘発、この制度の悪用や濫用の危険（例えば、加害者に請求する前にこの制度を先に使って二重取りの可能性も、否定されていません）等々、さまざまな疑問が提起されています。見切り発車でいいのでしょうか。